

物価高騰対応重点支援給付金

均等割のみ課税世帯(10万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰対応重点支援給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 対象世帯は、令和5年12月1日時点で旭市に住民登録のある世帯で、支給要件等は以下のとおりです。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

■ 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

■ 給付金の支給時期

旭市が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

■ 支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (①②のいずれかにあてはまる世帯)

- ① 世帯全員が令和5年度「住民税均等割のみ課税」の世帯
- ② 世帯全員が令和5年度「住民税均等割のみ課税と住民税非課税」の方で構成されている世帯

※世帯全員が「住民税が課税されている方」の扶養親族等である場合は、対象外となります。

世帯の全員が
令和5年1月1日時点で
旭市に住民登録されている

世帯の中に
令和5年1月2日以降に
旭市に転入された方がいる

旭市から「確認書」を送付します

要 返 送

確認書の返送期限 ※消印有効

令和6年4月30日(火)

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間/令和6年2月26日(月)
~令和6年4月30日(火)

混雑緩和のため、郵送での申請にご協力ください。

【申請書のある場所】

- 旭市役所本庁舎 ● 各出張所等
- 旭市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

■ 給付金の支給手続き

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

I 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

● 対象となる世帯には、旭市から、給付内容や確認事項が書かれた「**確認書**」が届きます。

● 中身を確認して、同封の封筒で**返信してください。**



【確認事項】

① 支給要件の確認欄のチェック欄(□)に、チェックが入っているか

② 給付金の**支給予定口座の口座情報に誤りがないか**、添付書類は揃っているか

※支給予定口座には、以前の給付金(特別定額給付金など)の支給口座を記載しています。
口座を変更する場合には、「通帳等の写し」と「本人確認書類」を添付してください。

II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方や、未申告の方がいる場合

● 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

● 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に給付金担当窓口へ、**郵送または直接ご提出ください。**

※**郵送での提出にご協力ください。**

● 世帯の中に未申告の方がいる場合には、令和4年中の収入申告を済ませてから申請してください。



■ こども加算について

本給付金の支給対象となる世帯のうち、18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童がいる世帯には、後日、こども加算(児童1人あたり5万円)を給付します。

※対象となる世帯には、市から3月中に「支給案内」を発送いたします。



給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

物価高騰対応重点支援給付金担当窓口(旭市役所社会福祉課)

● 手続きや支給時期に関するお問い合わせ

☎ 0479-62-5376

受付時間/平日9:00~16:00(12:00~13:00を除く)